



京都市立高等学校教職員組合  
 HP アドレス  
<http://www8.plala.or.jp/kyotoshiko/>  
 〒606-8397 京都市左京区  
 聖護院川原町 4-13 京都府教育会館  
 TEL771-1328 FAX752-2148

こんにちは。京都市立高等学校教職員組合です。今月号の「市高のてびき」では、以下の4点を説明します。

## 給与構造改革

平成 18 (2006) 年 4 月、公務員制度改革の一環として給料制度が改定されました。この改定によって、平均 5.8% の賃金引き下げ（中堅～高齢層で最高 7%）がなされるとともに、従来の号給を 4 分割する新しい給料表に切り替わりました。従前は、原則 1 年に 1 号給の昇給、前歴計算などの関係で昇給月は 4 月、7 月、10 月、1 月のうちのいずれかでした。それを毎年 1 月昇給に一本化し、平成 18 年 3 月 31 日の号給と前回の昇給からの経過月数（0、3、6、9、12 月）に応じて、4 月 1 日に新しい号給に移行しました。

H18 年 3 月 31 日	号 給	2 級 18 号給				
	給料月額	360,700				
	経過月数	0	3	6	9	12
H18 年 4 月 1 日	号 給	65	66	67	68	69
	給料月額	343,500	345,700	347,900	350,100	352,100
	差 額	17,200	15,000	12,800	10,600	8,600

上の表は、2 級 18 号給がどのように移行したかを示した表です。経過月数によって、65～69 号給に振り分けられます。たとえば、平成 17 年 10 月に 18 号給に昇給していた人は、6 月経過で新給料表の 67 号給に移行することになります。このとき、給料月額が 12,800 円減じていますので、今後、昇給によってこの差額がなくなるまで差額を支給し続けることを「現給保障」といいます。

## 昇給抑制

平成 18 年 4 月 1 日、私たちの給料は新しい号給に移行し、毎年 1 月 1 日に 4 号給ずつ昇給することになりました。よって、平成 19 年 1 月 1 日には、4 月から 9 ヶ月しか経過していないので 3 号給、平成 20 年 1 月からは 4 号給の昇給となるはずでした。しかし、経過措置として、平成 18～21 年度（平成 19、20、21、22 年 1 月）の 4 年間は、昇給幅抑制措置ということで毎年の昇給幅が 1 号給抑制されました。このことを「昇給抑制」と言います。

平成 22 年度、昇給抑制を受けた 42 歳以下が 1 号給回復、平成 23 年度、年齢を問わず 1 号給回復の措置がとられましたが、すべての抑制分が回復しているわけではありません。

## 人対（じんたい）

人事対策委員会の略です。人事異動は私たちにとって、もっとも重要な労働条件の変更です。そのため市教委側からの一方的な人事異動の通告ではなく、私たちの「希望と承諾」に基づく人事異動の実施が当然です。

人事対策委員会の役割は、「組織的に管理職や市教委と対応することにより、個人を守り、不利益を受けないようにすること」と「定員についての各教科や分掌の要望を集約して職場を代表して管理職と交渉すること」です。

市高では各分会の代表者からなる会議で個人の人事異動希望や分会の定員要求を集約し、市教委交渉での意思統一を図っています。人対の組織の仕方は各分会によって異なります。

人事異動や定数確保に際して、人対による職場全体の状況把握と、それに対応する体制が重要となります。

## 宿泊行事の割り振り変更

宿泊行事（修学旅行など）の実施日において、行程の始期から終期までの時間が、休憩時間を除いて、7 時間 45 分を超える場合（ただし、上限は 1 3 時間 45 分）、超えた勤務時間を割り振り、当該宿泊行事を実施する週を含む 4 週間以内の別の勤務日に、1 日当たり 7 時間 45 分を下回る勤務時間を割り振ることができます。これを割り振り変更といいます。7 時間 45 分を下回る勤務時間が割り振られた日については、出勤簿に「割変」が表示されます。

なお、平成 25 年 4 月より、それまで対象外となっていた宿泊行事の最終日においても、割り振りの対象となりました。